

市第2号議案

横浜市有望ビジネスプラン事業化助成金交付審査会条例  
の制定

横浜市有望ビジネスプラン事業化助成金交付審査会条例を次のように定める。

平成25年5月17日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市有望ビジネスプラン事業化助成金交付審査会条例  
（設置）

第1条 有望ビジネスプラン（市内経済の活性化に寄与することが期待される有望なビジネスプランであって、市長が認めるものをいう。）の事業化に係る経費の一部を助成する横浜市有望ビジネスプラン事業化助成金の交付対象者の選定について審査するため、市長の附属機関として、横浜市有望ビジネスプラン事業化助成金交付審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審査会は、市長の諮問に応じて、横浜市有望ビジネスプラン事業化助成金の交付対象者の選定について審査する。

（組織）

第3条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者、起業家の支援に関する事業に従事する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合に

おける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、審査会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、経済局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提 案 理 由

横浜市有望ビジネスプラン事業化助成金の交付対象者の選定について審査する附属機関を設置するため、横浜市有望ビジネスプラン事業化助成金交付審査会条例を制定したいので提案する。

**参 考**

**地方自治法（抜粋）**

第 138 条の 4 （第 1 項及び第 2 項省略）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。